泉南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年7月6日

大阪広域水道企業団 企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第15号

泉南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

泉南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程 (平成31年大阪広域水道企業団管理規程第10号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	(料金の分納) 第42条 料金の滞納者が真にやむを得ない理由のため分納をしようとするときは、前条の給水の停止の前に確実な保証人2名以上の連署をもって願い出た場合に限り応じることができるものとする。ただし、企業長が特に必要と認める場合は、滞納者による分納誓約書の提出のみとすることができる。
<u>第42条</u> ・ <u>第43条</u> (略)	<u>第43条</u> ・ <u>第44条</u> (略)

附則

この規程は、公布の日から施行する。